



JWWA-GLP096
水道GLP認定

水質検査結果報告書

第 26L032213A 号

令和8年9月4日

水道法20条 第3項国土交通大臣及び環境大臣登録機関第224号
建築物飲料水水質検査業登録横浜市R5水第13号
建築物飲料水水質検査業登録東京都5水第87号
建築物飲料水水質検査業登録群馬県6水第1号
建築物飲料水水質検査業登録山梨県中北4水第10号

株式会社 総合環境分析
本社 神奈川県横浜市緑区鴨居 1-13-2

電話 045-929-0033

東京技術センター 東京都町田市忠生3-5-4

電話 042-792-4474

北関東支社 群馬県邑楽郡邑楽町中野127-6

電話 0276-89-0745

甲信分析センター 山梨県南アルプス市小笠原6

電話 055-283-6155

羽生市長 齋藤万紀子

様

依頼者	羽生市 まちづくり部 水道課		
試料名称等	羽生市臨時水質検査(今泉地区)		
採取場所	羽生市大字今泉 地内		
受託年月日	令和8年9月2日	種別	浄水
採取年月日	令和8年9月2日	時間	16:43
試験年月日	令和8年9月2日	～	令和8年9月4日
採取者	株式会社 総合環境分析		
遊離残留塩素	0.42	mg/l	

水質検査部門管理者 原元 綾香

No.	項目	単位	検査値	定量下限値	基準値	検査方法
1	一般細菌	個/ml	0	0	100	平15.厚生労働省告示第261号別表第1
2	大腸菌	(100ml中)	不検出(陰性)	--	検出されないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第2
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003未満	0.0003	0.003	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005未満	0.00005	0.0005	平15.厚生労働省告示第261号別表第7
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
8	六価クロム化合物	mg/l	0.002未満	0.002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.004未満	0.004	0.04	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第12
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	1.07	0.02	10	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.07	0.05	0.8	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	0.06	0.02	1.0	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
14	四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.005未満	0.005	0.05	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.04	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
17	ジクロロメタン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/l	0.000005未満	0.000005	0.00005	平15.厚生労働省告示第261号別表第45
21	ベンゼン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
22	塩素酸	mg/l	0.06	0.06	0.6	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
23	クロロ酢酸	mg/l	0.002未満	0.002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第17の2
24	クロロホルム	mg/l	0.009	0.001	0.06	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
25	ジクロロ酢酸	mg/l	0.004	0.003	0.03	平15.厚生労働省告示第261号別表第17の2
26	ジブromクロロメタン	mg/l	0.013	0.001	0.1	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
27	臭素酸	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第18
28	総トリハロメタン	mg/l	0.041	0.001	0.1	平15.厚生労働省告示第261号別表第14

判	定	上記の検査項目につきましては、水道法水質基準に適合します。				
備	考	業務名:水質検査業務 天候:曇り 気温:32.6℃ 水温:27.4℃ 定量下限値 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS):0.000005mg/l ペルフルオロオクタン酸(PFOA):0.000005mg/l				



JWWA-GLP096
水道GLP認定

水質検査結果報告書

第 26L032213B 号

令和8年9月4日

水道法20条 第3項国土交通大臣及び環境大臣登録機関第224号
建築物飲料水水質検査業登録横浜市R5水第13号
建築物飲料水水質検査業登録東京都5水第87号
建築物飲料水水質検査業登録群馬県6水第1号
建築物飲料水水質検査業登録山梨県中北4水第10号
株式会社 総合環境分析
本社 神奈川県横浜市緑区鴨居 1-13-2
電話 045-929-0033
東京技術センター 東京都町田市忠生3-5-4
電話 042-792-4474
北関東支社 群馬県邑楽郡邑楽町中野127-6
電話 0276-89-0745
甲信分析センター 山梨県南アルプス市小笠原6
電話 055-283-6155

羽生市長 齋藤万紀子 様

依頼者	羽生市 まちづくり部 水道課		
試料名称等	羽生市臨時水質検査(今泉地区)		
採取場所	羽生市大字今泉 地内		
受託年月日	令和8年9月2日	種別	浄水
採取年月日	令和8年9月2日	時間	16:43
試験年月日	令和8年9月2日	～	令和8年9月4日
採取者	株式会社 総合環境分析		
遊離残留塩素	0.42	mg/l	

水質検査部門管理者 原 元 綾 香

No.	項目	単位	検査値	定量下限値	基準値	検査方法
29	トリクロロ酢酸	mg/l	0.005	0.003	0.03	平15.厚生労働省告示第261号別表第17の2
30	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.010	0.001	0.03	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
31	ブロモホルム	mg/l	0.009	0.001	0.09	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
32	ホルムアルデヒド	mg/l	0.008未満	0.008	0.08	平15.厚生労働省告示第261号別表第19の2
33	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01	1.0	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
34	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.02未満	0.02	0.2	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
35	鉄及びその化合物	mg/l	0.03未満	0.03	0.3	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
36	銅及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01	1.0	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
37	ナトリウム及びその化合物	mg/l	22.1	0.1	200	平15.厚生労働省告示第261号別表第20
38	マンガン及びその化合物	mg/l	0.005未満	0.005	0.05	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
39	塩化物イオン	mg/l	35.9	0.2	200	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	84	10	300	平15.厚生労働省告示第261号別表第22
41	蒸発残留物	mg/l	195	20	500	平15.厚生労働省告示第261号別表第23
42	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02未満	0.02	0.2	平15.厚生労働省告示第261号別表第24の2
43	ジェオスミン	mg/l	0.000002	0.000001	0.00001	平15.厚生労働省告示第261号別表第25
44	2-メチルイソホルネオール	mg/l	0.000001未満	0.000001	0.00001	平15.厚生労働省告示第261号別表第25
45	非イオン界面活性剤	mg/l	0.002未満	0.002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第28の2
46	フェノール類	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.005	平15.厚生労働省告示第261号別表第29
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	0.7	0.2	3	平15.厚生労働省告示第261号別表第30
48	pH値	—	7.4(20.0℃)	—	5.8～8.6	平15.厚生労働省告示第261号別表第31
49	味	—	異常なし	—	異常でないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第33
50	臭	気	異常なし	—	異常でないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第34
51	色	度	0.5未満	0.5	5	平15.厚生労働省告示第261号別表第36
52	濁	度	0.1未満	0.1	2	平15.厚生労働省告示第261号別表第41
	以下余白					

判定	上記の検査項目につきましては、水道法水質基準に適合します。	
備考	業務名:水質検査業務 天候:曇り 気温:32.6℃ 水温:27.4℃	